

指定学校の変更について

神戸市立の小・中学校への就学については、住所地により定められた校区に基づき指定された学校に就学していただくこととなります。

しかし、相当な理由がある場合には、指定学校以外の学校への就学が認められる場合があります。(別表「指定学校の変更が認められる場合」参照)

(但し、通学に支障がある場合は認められません。また、学校施設の状況により受入が困難な場合もありますのでご了承ください。)

1. 指定学校変更手続きの概要

指定学校の変更事由に該当し(別表参照)、指定学校の変更を希望される保護者の方は、まず、指定学校の校長に相談し、その後、希望学校の校長に指定学校の変更について相談してください。

指定学校と希望学校の校長の内諾を得た後、住民登録している区役所の市民課で、就学関係届(用紙)を受領し、必要事項を記入してください。

必要事項を記入した就学関係届(用紙)を、必要書類を添付の上、指定学校及び希望学校に提出し、校長の承諾を受けてください(両方の校長が承認印を押印)。

指定学校及び希望学校の承諾を受けた就学関係届(用紙)(必要書類添付)を、住民登録をしている区役所の市民課に提出し、指定学校変更の手続きを行ってください。

2. 指定学校変更の手続きの締め切り

指定学校変更手続きの締め切り(上記1.)は、12月15日(閉庁日にあたる場合は、翌開庁日まで受付可)までとなります。

(但し、転居等やむを得ない理由の場合は、上記の締め切り日にかかわらず変更手続き可能。)

3. 制度についての問い合わせ先

東灘区役所市民課	841-4131	灘区役所市民課	843-7001
中央区役所市民課	232-4411	兵庫区役所市民課	511-2111
北区役所市民課	593-1111	長田区役所市民課	579-2311
須磨区役所市民課	731-4341	北須磨支所市民課	793-1212
垂水区役所市民課	708-5151	西区役所市民課	929-0001
教育委員会事務局調査課学事計画係	322-5763		
ホームページ	http://www.city.kobe.jp/cityoffice/57/kouku/		

(別表) 指定学校の変更が認められる場合

(平成19年1月1日施行)

指定学校の変更事由	期間	必要書類
1 障害、病気その他の身体的理由		
(1) 児童生徒が、障害、病気その他の身体的理由により指定学校への就学が困難と認められる場合	卒業までの必要と認める期間	医師の診断書等
(2) 指定学校以外の特別支援学級に入級する場合	入級期間中	障害を証する書類等
2 転居に伴う理由		
(1) 1年以内に転居が確実な児童生徒が、当該学年当初から転居予定地の指定学校へ就学を希望する場合	当該学年中の転居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
(2) 次の事由により従前の学校への就学を引き続き希望する場合		
ア．転居のため他の校区に移った場合	卒業までの必要と認める期間	
イ．新築・増改築等により一時的(原則1年以内)に他の校区に移った場合	新築・増改築等にかかる家屋への入居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
ウ．住宅購入にかかる融資手続きの事情で児童生徒の住所と実際の居住地が一致しなくなった場合	購入にかかる住宅への入居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
(3) 公共事業に協力して転居する場合	卒業までの必要と認める期間	公共工事主体からの依頼書等
3 校区の変更に伴う理由		
住居表示の変更その他の校区の変更があった住所地の児童生徒が、従前の学校への就学を引き続き希望する場合	卒業まで	

指定学校の変更事由	期間	必要書類
4 家庭の事情による理由		
(1) 3年生以下の児童が、登校前又は下校後に指定学校の区域内に監督者がおらず、他の校区内では十分な保護監督を受けうる場合 (例) ・保護者が出勤時に他校区の小学校に送る場合 ・学童保育に入所する場合 ・自営で店舗の所在地の学校に就学する場合	小学校3年生まで	理由を証する書類
(2) 前記(1)により指定学校が変更されている児童が、引き続き指定学校の変更を受けようとする場合	卒業までの必要と認める期間	
(3) 指定学校が変更されている児童生徒の他の兄弟姉妹が、当該学校への就学を希望する場合	卒業まで	
5 通学の利便性による理由		
次の事由により隣接学校（原則として、小学校は同じ中学校区内の学校のうち、中学校は同じ高等学校の学区内の学校のうち、住所地に最も近い学校とする）への就学を希望する場合		
ア．指定学校までの通学距離が、小学校で片道2 km以上、中学校で片道3 km以上で、指定学校より隣接学校への通学の負担が少ない場合	卒業まで	
イ．住所地から指定学校への通学にバスその他の公共交通機関の利用が認められている場合	卒業まで	
ウ．他の校区を経由せずに通学する経路がない場合(指定学校が校区外に設置されている場合を除く)	卒業まで	
6 教育的理由		
いじめ、不登校、学校行事の関係その他の特に教育的配慮を要する場合	卒業までの必要と認める期間	理由を証する書類等
7 小規模特認校による入学許可		
六甲山小学校に就学を希望する場合	卒業まで	入学許可申請書

Q&A

・指定学校変更の手続き等について

[問1] 住所地の指定学校を調べたいのですが？

[答1] 神戸市教育委員会ホームページ (<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/57/kouku/>)で町名から指定学校を検索できます。又は、神戸市教育委員会事務局調査課学事計画係（電話：322-5763）まで、お問合せください。

[問2] 指定学校変更を希望したいのですが、最初にどこに相談すればよいのでしょうか？

[答2] 指定学校の変更事由に該当し、指定学校の変更を希望される保護者の方は、原則として、最初に住所地の指定学校にご相談ください。

（転居等の理由により、従前の学校への就学を引き続き希望される場合も、従前の学校に相談される際に、あわせて転居後の指定学校の承諾を得てください。）

[問3] 指定学校の変更は、希望すれば必ず認められるのですか？

[答3] 別表の変更事由に該当する場合は指定学校の変更を希望することができますが、下記の場合は、希望しても認められませんのであらかじめご了承ください。

(1)通学に支障がある場合 (2)学校施設の状況により希望学校での受入が困難な場合

[問4] 他の中学校区の小学校へ指定学校の変更が認められている場合、小学校から中学校に進学する際の取り扱いはどうなるのですか？

[答4] 他の中学校区の小学校への指定学校の変更が認められている場合でも、進学時には住所地の校区の中学校へ就学していただくこととなります。

（同様に、他の高等学校の学区の中学校への指定学校の変更が認められている場合も、進学時には住所地の学区の高等学校を受験(検)していただくこととなります。）

・障害等を理由とする指定学校の変更について

[問5] 指定学校以外の特別支援学級（障害児学級）に入級する場合とはどのような例ですか？

[答5] 難聴学級又は病弱学級(院内学級)に入級する場合や、学年途中の転校時に指定学校に特別支援学級が全く設置されていない場合は、指定学校以外の設置学校に就学できます。

・遠距離通学を理由とする指定学校の変更について

[問6] 遠距離通学を理由とする指定学校変更の場合の距離（小学校片道2km以上、中学校片道3km以上）はどのように測ったらいいのですか？ また、バス等の公共交通機関による通学が認められている地域はどこですか？

[答6] 自宅から学校までの通学距離を、地図(縮尺が入ったもの)で測った上で、指定学校にご確認ください。また、バス等の公共交通機関による通学については、各学校で地域を限定して認めていますので、各学校にご確認ください。

[問7] 自宅から指定学校までが遠距離(小学校 片道2km以上、又は公共交通機関利用)ですが、同じ中学校区内に小学校が1校(指定学校)しかない場合は、どうなりますか？

[答7] 上記の場合で、指定学校より、他の中学校区の隣接学校の方が通学の負担が少ない場合は、指定学校の変更を希望できます。